

三一、身代りか代表か

「キリストは我らの罪のために死にたまえり」とは、初代のキリスト教徒の間にいち早く定着した十字架理解の原型とも言うべきものである。だが、十字架は、罪という問題の解決ばかりか、神との交わりの復元・神のいのちへの参与という積極面を持つていて。ヨハネは、十字架の恵みの積極面を「いのちを与える」という言葉で表現している。キリストがこの世に来られたのは、私たちが永遠のいのちを持つためであり(三・一六、六・五四)、一粒の麦が地に落ちて死ぬのは、多くの実を結ぶためであり(二一・二四)、羊飼いが羊のためにいのちを捨てるのは、羊がいのちを豊かに持つためである(一〇・一〇一一)。第一ペテロには、キリストが罪のために死なれたのは、「靈においては生かされて、私たちを神のみもとに導くため」(三・一八)、或いは「罪を離れ、義のために生きるため」(二一・二四)という積極的な目的が明示されている。パウロも、テトスへの手紙の中で、キリストが「自身をささげられたのは、罪から贖い出すばかりか、「良い業に熱心な」自分の臣を、「自分のためにきよめるため」(一・一四)であり、十字架の上で救主なる神の愛が現わされたとき、それは「永遠のいのちの望みによって、相続人となるためであつた」(三・四一七)と記している。また、パウロが、十字架の恵みの積極面を強調する意味で、十字架を受難として描くだけでなく、それを復活と抱き合わせて一連の神の業として描き、十字架から生み出されるいのちを強調していることは、注目に値する¹⁹ (ローマ四・二五、八・三四、ピリピ二・九一一)。

勿論、アウレンが大々的に取り上げたところの「勝利者キリスト」という積極的イメージを忘れてはならない。「神は、キリストにおいて、すべての支配と権威の武装を解除してさらしものとし、彼らを捕虜として凱旋の行列に加えられました」(コロサイ二・一五、参一コリント一五・一四以下、ピリピ二・一〇、ローマ八・三五以下)とある²⁰。

十字架について思索を進める中、いのちを与える／勝利を治めるという積極面の把握と同時に、見落としてはならないのが、主体化という側面である。十字架は、歴史的・客観的事実として私たちの外側(*extra nos*)でなされた神の業である。だが同時にそれは、私たちがその客観的事実に信仰によって参与することと、私たちの内側になされる神の業でもある。こうして客観的事実が主体化されなければ、救いの業は達成されるとはない。この観点から、カルヴァンは、『キリスト教綱要』の中で、キリストの業を解き明かした後、「キリストが私たちの外側にとどまり、私たちが彼から離れている限りは、彼が人類の救いのために受けた苦しみも、行なった業も、すべてのことが私たちにとって何の意味もないことである」と述べている(III・i・1)。

このように救いの業が達成されるためには、私たち自身が「キリストのうちに」(*éν Χριστῷ*)あり、「キリストとともに十字架につけられ」(ローマ六・六、ガラテヤ二・二〇)、「キリストとともに死に、苦難をともにし」(ローマ六・八、八・一七、IIテモテ二・一一)、「キリストとともに葬られ、よみがえり」(ローマ六・四、コロサイ二・一二・三・一、エペソ二・六)、「キリストとともに生かされ」(エペソ二・五)なければならない。」のとき、信仰は、私たちをキリストに接き木する「接着剤」(ローマ六・五／カルヴァン、III・ii・30)としての役割を果たす。ヨハネが得意とする表現である、「信じる」(特に、*πορεύομαι + εἰσ* というパターンで、ヨハネ文書に三七回登場)、あ

るいは「キリストにとどまる」(ヨハネ六・五六、一五・四一六、一ヨハネ一・六、二四一一八、三・六、二四)という表現を見ても、信仰を通してキリストと一緒になる(mystical union)」)とが、十字架／復活の恵みを受け、その恵みに生き続けるための必須条件であることがわかる²¹⁾。

だが、ここで信仰という、私たちの側からの参与だけを取り上げるのでなく、そもそも、キリストの客観的な出来事が、信じる者をその客観的出来事の中へと抱き込み、包含するような性質をもつていたことに注目しよう。今から約二千年前、キリストといつ「ひとりの人」においてなされた業が、今を生きる私たちを含めて、全人類に影響を及ぼすという。そのような時空を越えた働きが可能なのは、聖霊の助けによるばかりでなく、キリストという御方の「人の子」・神の「御子」としてのこ性質によつている。キリストは「ひとりの人」でありながら、アダムのように人類を代表する性質を持つている。キリストが死に至るまで神への従順を果たし、罪人と一体となつて罪責を背負われたとき、それは、人類の中の一個人としての行動ではなく、人類を代表して、信じるすべての人をその行動に与らせることができる(ローマ五・一二一一一)。同じように、キリストの復活は、単なる奇跡的な出来事ではなく、私たちを代表して、初穂としてよみがえられたわけで、それによつて「すべての人が生かされる」ことができる(一コリント一五・一〇一一一)。十字架と復活とは、キリストが私たちを代表して、「罪に対しても死に、神に対して生きる」という姿をとられたのであり、信じる者がキリスト・イエスに結ばれるとも、「その姿にあやかり」、その者もまた「罪に対して死に、神に対して生きる」という現実にあづかることができる(ローマ六・五、一〇一一一、ガラテヤ二・一九一一〇a／共同訳)。キリストはこの意味で、「かしら」と呼ばれ(一コリント一一・三)、エペソ一・一一一、四・一五、五・一三)、コロサイ一・一八、二・一九)、「あらゆるもののが頭であるキリストのもとにまわられる(recapitulate)」(エペソ一・一〇／共同訳)のである。このように、私たちがキリスト

につながり、贖いの出来事に参与できるのは、第二のアダムとしてのキリストのこ性質の故であり、信仰が貴ばれるのは、まさに私たちを第二のアダムであるキリストに「結びつける」からである。

残念ながら、アンセルムスの贖罪論が浸透した神学世界においては、こうした十字架の恵みの積極的側面が無視されてきたことは事実である。「十字架は刑罰であり、それによって我らの身代りとして神の義を満足させた」と言うだけに留まるとき、十字架から義認を説くことはやむを得ない。アンセルムス的な贖罪論の中では、罪の赦しと、客観的な神との関係の和解を導き出すことはできても、罪人が十字架の恵みを通して聖人へと変貌する新創造を導き出すことはできないでいる。そりや、「身代り」(substitution)という概念を拾て、「私たちのために」という聖書の中に繰り返し登場する表現を、「代表」(representative)という概念を用いて理解する神学者が数多くいるわけである。

そもそも、十字架の死に関して「……のために」と訳せられてくるところをたとえば、ギリシャ語の *inēpō* といふ前置詞に突き当たる。たとえば、パウロ書簡を例に挙げると、「キリストが私たちのために死んでくだらつた」とより(ローマ五・八)、「私たちすべてのために、」自分の御子をさえ惜しまずに戦に渡され(ローマ八・一一)、「ひとりの人があらゆる人のために死んだ」(一コリント五・一四)、「私を愛し私のために自身をお捨てになつた」(ガラテヤ二・一〇)、「私たちのために呪われたものとなつて」(ガラテヤ三・一一)、なんに登場するのはすべて、この前置詞である。新改訳で「身代り」(エペテロ一一・一八)と訳されている語も、実はこの前置詞 *inēpō* である。確かに、ティラーが言つようじ、*inēpō* という語は、*avni* (代わつて/instead of us) という代替の概念と区別され、「……の為に(なるよつて)」……を代表して」(on our behalf) と訳されるべきであろう。もつかわ、この*inēpō* という言葉は前置詞であるが故に、「身代り」か「代表」かといった名詞的概念に置き換えることはあわ

めて困難である。また、日本語においては、各々に明確な再定義をせねば、この二語を語義において区別することはむずかしい。

言語的な分析はさておき、これは神学的に「身代り」(substitution) か「代表」(representative) かという議論の神学的論点をおもえておもたい。「キリストは私たちのために……」といったとき、それは疑いもなく、私たち自身ではできなかつたことを神がキリストにおいて成し遂げてくれた、という意味を含んでいる。罪に対する裁きを受ける」とも、古き人を葬り去る「ひめ、新しいのちを生み出す」とも、私たちが自分でやることではないし、キリストと肩を並べて一緒にやつてくるのでもない。「キリストは自分自身をもifie、ただ一度でこのことを成し遂げ」（ペブル七・一七）、「自分の血によつて、ただ一度、あなたの聖所に入り」（同九・一一）、「キリストのからだが、ただ一度だけさわげられたことにより、私たちは聖なるものとされてくる」（同一〇・一〇）のである。私たちが何一つしていなら、何一つできない中、イエス・キリストが贖罪を成し遂げ、生ける新しい道を備えられたという事実に、私たちは依り頼んでいる。この意味で、キリストは私たちに代わつてと言つことができよう。だが、私たちの関わりを締め出してしまつようない意味での「身代り」(exclusive substitution) という概念には、一つの危険性がついて回ることを覚えておかねはならない。もし和解が私たちを締め出した領域すでに成立している客体化された事実だとすれば、私たちはその事実を単に受け入れる、あるいは認めるだけで、一方的に救われてしまふ。身代りによる和解の客体化が極端に強調されるとき、信仰は、その事実を認識し、それに「合意する」(assensus) だけのことだ、そりには、実存的な悔い改めとともに自分自身をキリストの贖いの中に投げ込み、キリストとともに死に、キリストとともによみがえるような「信頼」(fiducia) としての信仰は、要求されていない。また、キリストが私たちの身代りとして私たちの外側で贖罪の業を完了したのであるから、自分の好きなように生活を強調したのであつた。

したとしても、その事実を受け入れるだけで、救いは成立している、という誤解も生まれてくる。

そのような誤解は、決して非現実的なことではない。ローマ人の手紙の六章の背景は、聖化を強調したウェスレーの背景につながる。すなわち、当時のプロテstant諸派の中には、「外なるキリスト」に固執するあまり、クリスチヤン自身の心と生活が実際にきよく変貌していく過程を、周辺的・抹消的な問題とみなすような傾向が存在したわけである。当時、「キリストとその義だけが」というプロテstantの標語が、信仰者の不義と墮落の言い訳にさえなつていた。ポンペッターエもまた、合意としての信仰だけで外なる贖罪の業にひつかかっているだけの當時の救済觀を「安っぽい恵み」(cheap grace) として批判し、キリストに従い、キリストと一つになる「(conform)

を強調したのであつた。

さて、「私たちを締め出しての身代り」という概念の危険性を考慮して登場したのが、私たちを内に取り込むべく考えられた「内包的身代り」(inclusive substitution) という概念である¹⁸。V・ティラーなどが「代表」という概念を用いたときも、人類のかしらとして、第一のアダムとしての「内包性」を主張しているのである¹⁹。キリストが人となつて、この世に来られ、この世を生き、十字架において死に、復活されたとき、主は「罪に対しても死に、神に対して生きぬ」といふとさせられた。これこそは、私たちがしなければならないことであるが、だが、私たち自身ではできないことである。主は、私たちに代わって、私たちの代理として(vicarious) お一人でなされた、ということができよう。だが、身代り・代理が私たちに代わってすでに事を果たされたので、私たちはそれを果たすべき責任を逃れることができる、というのではない。主はかえつて、私たちも十字架を負うように、死にまでも従うよう、主の苦しみと共に味わうように、そして共に栄光に与るよう、と招いておられる。第一のアダムとして十字架にかかり／復活された主は、その現実の中に信じる私たちを取り込むことができる。

キリストが私たちの受けるべき罪に対する裁きを受け、罪責の訴えに決着つけられたとしたら、それは私たちもキリストとともに十字架につけられ、罪の体が滅びて、罪の支配から解放されたためであった（ローマ六・六）。キリストが悪の力に対し決定的勝利を収められたとしたら、それは人間生活の外側で戦われた、物理的な勝利でも、法的な勝利でもない。それは、「罪は犯されませんでしたが、すべての点で、私たちと同じように試みにあわれた」（ヘブル四・一五）御方の勝利である。死に至るまで父なる神に対する従順を貫き（ヨリピニ・六一八）、サタンの誘惑に屈しなかつた御方の勝利である。勝利者キリストは、私たちの信仰の創始者であり、完成者であり、この方から目を離さない限り、私たちもサタンに対して勝利し、聖者の凱旋に連なることが出来る。この内包性こそ、「人の子」、すなわち天から来た第二のアダム（コリント一五・四七）が有する神的な力である。

私たちがキリストを信じ、自分自身をキリストの恵みの中に投げ込み、キリストに属するものとなり、キリストにとどまるときに、代表者としてのキリストが、私たちのために（for us）私たちの外でなされた救いの業が、私たちの内側に（in us）達成されていく。キリストは信仰者にとって外なる御方ではない。キリストは私たちと一緒に、かしらとなり、内に住まわれる所以あるから、主が代わって成し遂げてくれた救いの御業に私たちは参与する（participate）ことができる。古典的贖罪論（エイレナイオスやアタナシオス）に唱われているように、キリストが罪人である私たちと同じくなられたのは、私たちがキリストと同じくなるためである（参、コリント五・一一）。そのとき、「神のかたち（εἰκὼν）」（コリント四・四）であるキリストと「同じかたち（εἰκὼν）」へと、私たち自身が姿を変えられ（μεταμορφόσθαι）（同三・一八）いきついには「御子のかたちと同じ姿に変えられていく（συμόρφωσις）」（ローマ八・一九、ペリピリ・一一、コリント一五・四九）のである。

結語

多彩なイメージを駆使して、十字架を理解しようとする試みは、実に聖書的なことである。冒頭で述べたように、祭儀、法廷、債務、勝利の行進と、様々な具体的なイメージが採用されている。また、初代教父の時代に入れば、アウレンは「勝利者キリスト」こそ統一テーマであると論じているが、実際は、彼の説得とは逆に、贖罪論全体が複雑なモザイク模様であるという印象はぬぐい去れない。こうした事情は、以下に引用するアタナシオスからの一節に容易に読みとることができる。

私たちは、朽ちるものを持ちないものへと変えることは、無からすべてのものを創造した救主だけにふさわしいことであると理解してきた。また父なる神の御かたちである方だけが、人の中にその御かたちを再生することができ、我らの主イエス・キリストのみが、死ぬべきものに永遠の生命を与えることができ、すべてを命じることばなる主、父なる神の独り子のみが、神について人に教え、偶像崇拜を絶滅することができると理解してきた。だが、これらのこと超越して、払われるべき負債というものがある。というのは、既述の通り、すべての人は死ぬのであり、……ここに、ことばが私たちの中に住まわれた第二の理由がある。すなわち、その働きによって神であられることを証明された方が、すべての人のためにいけにえを捧げ、ご自身の身体をすべての人に代わって明け渡し、死の負目を解決し、根源的罪から私たちを自由にしたのである。また、同じ行為をもつて、彼はご自身が死よりも力のあることを示され、復活の初穂として、ご自身の身体が不死であることを示されたのである。

贖罪論を一つの論理やテーマに無理に押し込んでしまわいためにも、複合的なアプローチが必要である。いうなれば、カルヴァンが「預言者」・「王」・「祭司」という三つの職分から多局面的にキリストの働きを理解したような努力が必要である。十字架という出来事が、キリストの働きの中心であればあるほど、キリストがいかなる御方であり、何をされたかという全体像を十字架の中にも追い求める必要がある。また、啓示の領域では、真理は数学のように公式で捕らえることはできないし、真理からパラドックスを除去することもできない。カルケドン会議が「全く神であり、同時に全く人である」というキリスト理解をゆずらなかつたことにキリスト論の原点があるとすれば、贖罪論にも理性で割り切れないパラドックスは含まれていて当然である。こうした意味で、ブルンナー等の弁証法的な神学者たちが、すべてのことを理にかなわしめようとする啓蒙主義に押し出されたりツチユルの自由主義神学に反発して、あらためて神の愛と怒りというパラドックスと格闘しつつ贖罪論を再構築している姿には、学ぶべきところが多い^四。

十字架を理解するにあたって採用されてきた様々なイメージは、互いの不足を補い合い、互いの行き過ぎた論理を是正する役割を果たしてきた。各々のイメージは、キリストの十字架というプリズム・レンズを通して生み出される光の帯（スペクトル）のようなものではないだろうか。レンズは、光を多岐に分散させるだけの数々の二重構造を持っている。例えば、先に挙げた、仲保者としてのキリストが「神であり、同時に人である」というパラドックスであるとか、十字架において神の義と愛が出会い^五といった二重構造である。また十字架という出来事は「ただ一度でこのことを成し遂げられた」（ヘブル七・一七）という贖いの客体的（objective）事実であるが、その客体的事実は、人の心と生活に、しいては社会全体に現実化していくという主体的過程を生み出す力をも内包している。さらには、十字架こそが、贖いの中心点であつても、受肉から復活に至るまでのキリストの全生涯が考慮されなければならぬ。十字架こそが、神の愛と人知をはるかに越えた神の愛とを不斷に引き出していくことこそ、私たち説教者の喜びである。

注

- (1) 新約聖書に展開されている十字架のメタファーをどのように分類するかに関しては、意見が分かれている。たとえば、バルトは、法律的・経済的・軍事的・祭儀的と四つに分類し、佐藤敏夫氏は経済的なメタファーを法律的なそれに融合させ、基本的には三つと定めている。なお後の『救済の神学』（新教出版）の第八章「十字架のメタファー的解釈」は、最もバランスのとれたメタファー理解であろう。
- (2) カール・ブラー「キリスト教の救済論」、日本版インターパリテーション、第七号「救い」（英語版、一九八一年四月）、一九頁。

- (3) ジ・ムルノハ「勝利者キリスト」佐藤・内海訳（教文館）一七〇頁。
- (4) 「トーヤハマクセ集」古田曉説（聖文館）。
- (5) De Penitentia, 6 (トウハシ上掲書、九六頁からの引用)。
- (6) A. Harnack, History of Dogma, vi, tr. W. W. Gilchrist (London : Williams & Norgate, 1899), p.56 ; トウハシ上掲書、九六—九八頁。
- (7) トウハシマツベの贖罪論は、トウハシマツベのそれが、教理的に反対極に位置するいふを指摘したのみ、コシナルトロア (Albrecht Ritschl, A Critical History of the Christian Doctrine of Justification and Reconciliation, tr. J.S. Black (Edinburgh : Edmonston & Douglas, 1872), III, pp.35ff.)。彼は、後者を立てて、むしろ神に對するおどろくべき立場を取るが、そのが、いわゆるカトリック的贖罪論が大々的に取り上げられるようになり、罪の理解と相まって自由主義神学の中心的教理となる。勿論、バルト派の新正統主義が、自由主義に対抗してトウハシマツベの贖罪論を再び見直す立場を選択するわけでもない。
- (8) M・トウハシ「十字架——その歴史的探求」土岐正策・土岐健治編 (ミハタハ社、1986) は、十字架の处罚が当世の社会でもうつな意味を持つことのかを探求した書物である。
- (9) いの点に際する詳細な研究が、Leon Morris, Testaments of Love : A Study of Love in the New Testament (Eerdmans, 1981), pp.132—144 である。D.M.Baillie, God Was in Christ (NY : Charles Scribner's Son, 1948), pp.184—189 を参照。
- (10) 簡単な復讐心说 W. Pannenberg, Jesus-God and Man, second edition, trans. by Lewis Wilkins and Duane Priebe, p.275 を参照。
- (11) Vincent Taylor, Atonement in New Testament Thought (London : Epworth Press, 1940) pp.177, 185—87.
- (12) C.H. Dodd, Journal of Theological Studies 32 (1931), pp.352—360.
- (13) Vincent Taylor, Jesus and His Sacrifice (London : Macmillan, 1937). Gerhard von Rad, Old Testament Theology, 2 vols, tr. D.M. Stalker (NY : Harper & Row, 1962), pp.270—271.
- (14) 程解説 十字架の贖罪 Otto Weber, Foundations of Dogmatics, trans. by D.L. Guder (Grand Rapids : Eerdmans, 1983), vol.2, pp.183—188. Vincent Taylor, Forgiveness and Reconciliation (London : Macmillan, 1948) を参照。
- (15) Leon Morris, "The Meaning of *iaorámon* in Romans 3:25," New Testament Studies 2 (1955), pp.33—43 ; トウハシ「新約聖書における十代祭」三口真説、聖書図書刊行会；G.E. Ladd, A Theology of the New Testament (Grand Rapids : Eerdmans, 1974), pp.429—433. C.E.B. Cranfield, Commentary on Romans (ICC), I, pp.216—217. トウハシ「新約聖書」ibid., pp.108—109を参照。
- (16) C.K.Barret, The Epistle to the Romans (New York : Harper, 1957), pp.77—78° 木内伸嘉「祭儀的分離による〈罪〉の釋義」『基督教』四四、一九七八、1—11頁。近比G.ホーリー著「*kipper*」キベラト・キベラト十代祭やあるがおおの現実としている現実をありのまことに述べて初めに、愛の燃え、恵みの貴重さを理解してゐる (Testaments of Love, p.131)。あだ、刑罰代償説に批判的であるトマードル、同じく「十代祭のうちには神が和解を提供し、同時に和解されたことによる面性がある」とを指摘している。
- (17) トウハシ「初代教父を概観」十代祭のうちには神が和解を提供し、同時に和解されたことによる面性があることを指摘している。
- (18) Ronald Wallace, Calvin's Doctrine of the Christian Life (Edinburgh : Oliver & Boyd, 1959), pp.3—5 を参照。カリバの「私たちは人をあらゆる形で見たが、神の怒つたがゆるあらゆる現実に対するいたじり、モード十代祭やあるがおおの現実に対するいたじり、モード十代祭」、モード十代祭の最初から私たちは愛をもつてあるがおおの現実に対するいたじりが出来た」と述べ、神の怒りや裁きの現実をありのまことに述べて初めに、愛の燃え、恵みの貴重さを理解してゐる (Testaments of Love, p.131)。あだ、刑罰代償説に批判的であるトマードル、同じく「刑罰」から用語を取り去ることによる贖罪」、反対して「Forgiveness and Reconciliation」p.212)。
- (19) D.M.Baillie, 上掲書、一九九頁を参照。リバードルによれば、モード十代祭における犠牲が意味するとは、死なのか、生命なのか、トウハシ論議が生まれてくる。たゞ心が、し・せ・べ・せ、モード十代祭は、聖書において（流された）血は、生命の終わり、すなわち死を意味する（主張）。死を強調する（はなし）A.M. Stibbs, The Meaning of the Word "blood" in Scripture, London : Tyndale, 1954)。生命を強調する学者には、トウハシ・トーマードルや、トマードルがあるが、スレッターラーは次のように記してゐる。「犠牲は」重の役割を担つてゐる。一つに罪責ある人間の生命を象徴し、その死は罪の裁めとしての死を象徴する。しかし同時に犠牲は、神がそのごとを罪人へ伝へる媒介である。つまり祭儀の聖句が犠牲の純粋な體であり、活力を強調するところだ。それらの生命が神のごとを象徴するからである。モード十代祭に関する本質的な点は、犠牲の死ではなく、その生命を提供するところ

「イエス」(Edmund Jacob, *Theology of the Old Testament*, trans. by Heathcote and Allcock, NY : Harper & Row, 1958, p.295)。生命を強調する立場の贖罪論は、主として「神が私たちのために死んでくれた」を使ねる。

(20) 参照: Werner Schmauch, *In Christus; eine Untersuchung zur Sprache und Theologie des Paulus* (Gütersloh : Bertelsmann, 1935)、及ぶ Taylor, *The Atonement in the New Testament*, pp.93, 96, 153.

アヘンハト上掲書、丸一、二二一頁。

(21) 参照: Werner Schmauch, *In Christus; eine Untersuchung zur Sprache und Theologie des Paulus* (Gütersloh : Bertelsmann, 1935)、及ぶ Taylor, *The Atonement in the New Testament*, p.59. すなはち「神が私たちのために死んでくれた」を使ねる。

(22) 「この凶惡は、せんじゆニハナリテ提唱された」(Albrecht Ritschl, *Die christliche Lehre von der Rechtfertigung und der Versöhnung*, 3 vols, (Bonn : A. Marcus, 1888), III, 474. Weber は、「祭儀における手を身代り」と謂ふるが、動物の犠牲は、ある人が苦しみの事柄を心に属する動物が代わりに苦しむ。本人はその苦しみを体験しなくてあるから、exclusiveな身代りである。だが、同時にそれがinclusiveな身代りであることを認めるべきだ。なぜなら、他の動物は、その人のものであり、その人の一部であり、それを捧げることによって手上に手を置くことであるからである」(上掲書、p.201)。犠牲のもつ代償性について、注記の木内氏の上掲論文を参照。(23) 場合は、exclusive である。

(23) 「左句の身代り」の概念、ある者は「代表」の概念を用いて贖罪論やキリスト理解を展開している文献がある。Weber, op.cit., pp.203-207; Pannenberg, op.cit., pp.195-204, 263-264; O. Cullmann, *Christology of the New Testament*, pp.172-177; V. Taylor, op.cit., pp.59-74, 85-86, 174-175, 184; Carl E. Braaten, *The Future of God* (NY : Harper & Row, 1969) , pp.87-92.

(24) Athanasius, *The Incarnation of the Word of God* (NY : Macmillan, 1946) pp.48-49. H. E. W. Tanner によれば、アヘンハトのいた初代教会における贖罪論研究を提供している。彼によると、初代教父には模範としてのキリストを強調する傾向、そして護教家には靈的な光としてのキリストへの哲學的な関心が特徴的であるといふ。また、西方では、祭儀上の関心から犠牲としてのキリストが強調され、東方では、神性における開心からくる不思議な神の力のキリストが強調される。Turner, *The Paristic Doctrine of Redemption* (London, 1952).

(25) Emil Brunner, *The Mediator*, trans. by O. Wyon (London : Lutterworth Press, 1934), pp.473, 589-19, n.1.

(26) ブラーテンは、贖罪論の試金石といわれる本質的な教えを、あるいは具体的な十戒において提唱している。以降のボイントは、彼が多岐にわたる救済論の系統から絞りこんで、救済論の恒久的要素として挙げているのである。「神のみが救はれる」、「世に対し架けられた神の唯一の救はの橋は、イエス・キリストである」、「贖罪の理解は、神の義と神の愛の間の両極性を真剣に考えなければならない」。四、「受肉から復活にいたるキリストの全生涯が考慮に入れられなければならない」。五、「贖罪は、信仰者の主体的応答に先立つて、本来的、先行的に効力を持つ、一回限りの行為である」。六、「人間の状況は、生ける神の前で約束しての罪からなる。罪はただ神の赦しによるのみ正され得る」。七、「神の救済の方法は、罪ある人類との同化である」。八、「キリストにおいて神は、一個人ではなく、全人類を、「人々に救う」。九、「神はキリストにおいて、罪のすべてを知り、そのあらゆる結果を背負う」。十、「キリストの十字架はこの世を押圧する暴君に対する勝利である」。(Carl Braaten, イターナリテーション日本語版、七号「救は」、111-114頁)。聖書解釈の立場から、V. ティラーが七つのチョック・ポイントを挙げて、贖罪論の急所を抑えてくるが、これらと提唱される贖罪論の正統性を検証するときには、ブラーテンの十戒と同様に役に立つであろう。(The Atonement in New Testament Teaching, p.182)。